

岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編） —岐阜県レッドリスト（動物編）— の改訂について

1. レッドデータブックについて

「レッドデータブック」とは、絶滅のおそれのある野生生物種をリストアップし、その現状を解説した報告書であり、地球環境の悪化・自然生態系の破壊により絶滅のおそれのある野生生物の現状を明らかにし、その保護対策の基礎となるべき資料を提供することによって生物多様性の保全を図っていくために重要な役割を担うものである。

国際的なものとして1966年に国際自然保護連合（IUCN）が発刊したレッドデータブックがきっかけとなり世界的な取り組みがはじまることとなる。

我が国においても、1989年に（財）世界自然保護基金日本委員会と（財）日本自然保護協会により、「わが国における保護上重要な植物種の現状」が刊行されたのをはじめに、1991年には環境庁（当時）が「日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」として、脊椎動物編と無脊椎動物編を刊行した。レッドデータブックは、野生生物の生息・生育状況を現時点で捉える側面があり、また、その状況は常に変化することから、定期的な見直しが必要であり、環境省においても、各分類群の改訂版レッドリストを公表するとともに、改訂版レッドデータブックの刊行を進めている。

岐阜県においては、2001年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物—岐阜県レッドデータブック—2001」を公表している。岐阜県レッドデータブックは、あらゆる県の自然環境保全施策の基礎資料となっており、岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物の指定や、保護区の指定、生物多様性の保全に向けた新たな施策を打ち出していくためにも、実情を踏まえた内容に見直しをしていくことが必要である。

2. 岐阜県レッドデータブックの改訂に関する基本方針について

岐阜県レッドデータブックの改訂にあたっては、学識経験者などからなる、「岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会」を設置（H19.3.23 第1回委員会）し、平成19年度から平成21年度に「動物編」の検討を、平成22年度から平成24年度に「植物編」の検討をすることとした。

検討の内容としては、主に、「既に掲載されている種の再評価」及び、「未掲載種のレッドリスト掲載の検討と評価」とした。

また、調査検討にあたっては、2001年版に掲載された以下の生物群を対象に調査検討を行った。

植物… 維管束植物（シダ植物、種子植物）

動物… 脊椎動物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類）

無脊椎動物（昆虫類、貝類）

委員会には上記分類群ごとに「専門部会」を設置し、分類群ごとのカテゴリー評価を行った。

（植物、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫類、貝類 計7専門部会）

3. 第1次改訂における検討体制について

「岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会」と各分類群における「専門部会」での検討

を中心とした。各専門部会は、検討委員会の委員および部会で選出された若干名において構成され、既存知見や文献調査、現地調査を行い、検討を進めた。また、各部会には、必要な範囲で野生生物調査員を置き、各部会での必要な調査にサポーターとして協力をいただいた。検討委員会においては、カテゴリー評価の概念の統一化や、スケジュールの確認、各専門部会での検討事項の確認・決定を行うこととし、必要に応じ開催した。

なお、岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会の委員は下記のとおりである。

<岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会委員名簿>

氏 名	所 属 等	分類群	備 考
田中 俊弘	岐阜薬科大学 特命教授	植 物	委員長
高橋 弘	岐阜大学 教授	植 物	
村瀬 正成	岐阜県植物誌調査会 会員	植 物	
梶浦 敬一	ぎふ哺乳動物研究会 会員	哺乳類	
山本 輝正	土岐紅陵高等学校 教諭	哺乳類	
安藤 辰夫	自然学総合研究所 所長	鳥 類	
大塚 之稔	梅林小学校 教諭	鳥 類	
高木 雅紀	岐阜高等学校 教諭	両生類・爬虫類	
山田 和生	益田清風高等学校 教諭	両生類・爬虫類	
古屋 康則	岐阜大学 准教授	魚 類	
小椋 郁夫	美濃市教育委員会 学校教育課長	魚 類	
野平 照雄	自然学総合研究所 主任研究員	昆虫類	
船越 進太郎	羽島高等学校 教諭	昆虫類	
渡邊 千洋	大垣養老高等学校 教諭	昆虫類	
後藤 常明	日本貝類学会 会員	貝 類	
木村 昭一	愛知県環境審議会 専門調査員	貝 類	

(敬称略)

4. レッドリスト掲載種とカテゴリーについて

(1) 第1次レッドリストの概要

「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物—岐阜県レッドデータブック—2001」において選定された種数は以下のとおりである。

<「岐阜県レッドデータブック 2001」選定種数一覧>

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類 爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	24	4	2	2	3	11	1	47
絶滅危惧Ⅱ類	54	3	4	4	3	16	8	92
準絶滅危惧	57	9	13	1	5	54	12	151
情報不足	54	4	6	2	2	32	10	110
合計	189	20	25	9	13	113	31	400

改訂においては、2001年版のカテゴリーを踏襲（「基本カテゴリー」という。）し、評価検討を行った。ただし、選定基準においては、前回同様環境省のレッドリストカテゴリー（2006）に準じたが、「絶滅」及び「野生絶滅」について過去50年以内に絶滅した種という概念を新たに付け加えた。

また、選定理由を明らかにするとともに、今回、岐阜県のレッドリストであることを重要視するために、「基本カテゴリー」とともに、「特殊分布要素」を明らかにし、岐阜県における分布の重要性に関する評価もあわせて行うこととした。各部会において、必要があれば、「大切にすべき地域個体群」の検討も同様に進めたが、今回の見直しでは該当する地域個体群は挙げなかった。

<選定要件>

基本カテゴリー	選 定 要 件	
	確実な情報があるもの	情報量が少ないもの
<p>●<u>絶滅</u></p> <p>県内では、すでに絶滅したと考えられる種</p>	<p>・過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種</p>	
<p>●<u>野生絶滅</u></p> <p>県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種</p>	<p>・過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種</p>	
<p>●<u>絶滅危惧Ⅰ類</u></p> <p>県内において、絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p> <p>①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。</p> <p>②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。</p> <p>③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p>	<p>⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>
<p>●<u>絶滅危惧Ⅱ類</u></p> <p>県内において、絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p> <p>①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。</p> <p>②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。</p> <p>③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</p>	

※種：動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

基本カテゴリー	選 定 要 件	
	確実な情報があるもの	情報量が少ないもの
<p>●<u>準絶滅危惧</u></p> <p>県内において、存続基盤が脆弱な種</p> <p>現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <p>a) 個体数が減少している。</p> <p>b) 生息条件が悪化している。</p> <p>c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。</p> <p>d) 交雑可能な別種が侵入している。</p>	
<p>●<u>情報不足</u></p> <p>県内において、評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p>	<p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <p>a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。</p> <p>b) 生息地が局限されている。</p> <p>c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。</p> <p>d) 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。</p>
<p>【付属資料】</p> <p>●大切にすべき地域 個体群（群落）</p> <p>県内において、地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>・県内において次のいずれかに該当する種</p> <p>①生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。</p> <p>②生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群（群落）で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p>	

<特殊分布要素>

補完的要素	概 念
◆特殊分布要素	県内における分布が全国的に見て特殊（地形・分布限界、隔離的等）な要素を持つ種
	①世界的にみて岐阜県だけに分布している種、もしくは、世界的に分布があるが国内では岐阜県だけに分布している種
	②中部地方を分布の本拠とするが、他地域にも分布が見られる種（中部地方以外の1～2都道府県に分布）
	③①、②以外で全国的に分布が局限される種（岐阜県以外の5都道府県前後に分布）
	④岐阜県内に分布の限界（北限、南限等）が存在する種

※上記の要素を持つ野生生物については、選定の対象とし、レッドリストへの記載について検討する。

すべての分類群において共通する選定評価の対象要件は以下のとおりとする。

- (1) 県内で生息生育の記録がある種(分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価対象とする。亜種名が存在しても分類上の議論がある種は単独の評価は行わない。)
- (2) 生物学的知見が比較的蓄積されている種
- (3) 海外から導入された種及び他地域から導入された種は対象から除く。
- (4) 迷鳥や迷蝶等、県内に安定的に生息・生育しているとは考えにくい種、確認記録があるが誤同定が疑われる種は除く。

(2) レッドリスト改訂版の概要

「岐阜県レッドデータブック2001」選定種数と比較すると、掲載種は119種増えており、その内訳は哺乳類2種、鳥類16種、両生類・爬虫類5種、魚類18種、昆虫類57種、貝類21種である。なお、改訂により昆虫類の4種を絶滅として掲載した。

<「岐阜県レッドリスト（動物編）改訂版」選定種数一覧>

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類 爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	—	0	0	0	0	4	0	4
野生絶滅	—	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	—	7	5	2	8	28	6	56
絶滅危惧Ⅱ類	—	6	7	4	5	28	14	64
準絶滅危惧	—	8	21	4	14	77	14	139
情報不足	—	1	8	4	4	33	18	67
合計	—	22	41	14	31	170	52	330

(3) レッドリスト改訂版（案）に関する県民意見の募集

動物編の改訂に当たり、今年1月にとりまとめたレッドリスト改訂版（案）に関して、県民の皆さんからご意見を募集した。

このご意見を参考に、さらに新しい知見を加えて岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会で検討を行い、レッドリスト改訂版を作成した。

（レッドリスト改訂版（案）に関する県民のご意見と県の対応及び考え方は、

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11264/sizen/redpabukome/kaitou.pdf>

に示したとおりである。

5. 今後の予定について

岐阜県レッドリスト（動物編）改訂版から、e-ブックとして「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物－岐阜県レッドデータブック（動物編）－2010」を作成し、広く県民の方々に普及を図り、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存への理解を求めるとともに、関係部局や県内市町村に周知を図り、各種事業計画等における配慮を求めていく。